

〔七〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年一月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ケーズデンキ津山店

所在地 津山市川崎五一六番ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 オリックス株式会社

住所 東京都港区浜松町二丁目四番一号

代表者の氏名 代表執行役 井上 亮

3 変更事項

㊦大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数

（変更前） 一階 百三十台

隔地 七十二台

合計 二百二台

（変更後） 一階 百十台

㊧大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の出入口の数

（変更前） 四箇所

（変更後） 三箇所

4 変更年月日

令和六年八月二十三日

二 届出年月日

令和五年十二月二十二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和六年一月九日から同年五月九日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業文化部商業・交通政策課